

## **第2部 障害者基本計画**

# 第1章 計画の基本方針

## 1 計画の基本理念

「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」

本計画の基本理念は、『子どもや大人、高齢者、障害のある人など、様々な人々が生活しています。そのすべての人が障害の有無に関係なく、一人の人間として認められ、互いに助けあい支えあい、それぞれが持つ可能性を実現できるまちをめざします。誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に、尊厳を持って、その人らしく暮らせるよう、主体性を持って社会・経済・文化・スポーツなど、あらゆる活動に参加できる、物理的にも精神的にもバリアフリーな社会を目指します。』というものです。

本計画は、引き続き、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと推進するものとします。

## 2 基本的視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者自立支援法等関連法令の趣旨を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

### *社会のバリアフリー化の推進*

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活できるよう、道路、交通機関、施設などの物理面だけでなく、精神面でのバリアフリーについて取り組みを進めることで、すべての市民がともに理解し合い、ともに支え合う共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現をめざした取組を推進します。

### *障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開*

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害に応じたニーズを的確に把握し、関係機関と密接に連携を図り、総合的かつ適切な支援施策が行える体制を整えていきます。

また、利用者が自らの選択・意思決定に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談・支援などの体制の充実を図ります。

### *総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備*

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じてその人らしい生活を送ることができるよう、行政機関相互及び各種団体との緊密な連携を確保し、「加東市高齢者保健福祉計画」や「加東市次世代育成支援行動計画」等をはじめとする諸計画との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備に努めます。

## 3 基本目標

### 〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害のある子どもへのきめ細やかで適切な支援のために、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育を行い、教育的支援を推進します。

### 〔2〕生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害のある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

一方で、就職した後の支援や退職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

### 〔3〕すこやかなくらしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、障害のある人に対して、適切な保健サービス・医療・医学的リハビリテーション等を充実させ、保健・医療サービスの適切な提供に努めます。また、障害の早期発見・早期対応を図るためにも相談体制の充実を図ります。

### 〔4〕自立した生活をおくるために

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの活用について関係機関との連携を図ります。

さらに、情報提供の充実や障害のある人の生きがいづくりを支援し、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

## 〔 5 〕安全で快適な暮らしのために

安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することは、障害のある人だけでなく、すべての市民にとっても大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

また、近年、大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

## 〔 6 〕共感しあえる地域づくりのために

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、市民がお互いを尊重しあい、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、市民一人ひとりの理解と協力を促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障害のある人に対する市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。

## 4 計画の施策体系

### 基本理念

# 障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

### 基本的な視点

社会のバリアフリー化の推進  
障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開  
総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

### 基本目標

1 とともに育ち、ともに学ぶために  
**一貫した教育・療育**

2 生きがいを持って働くために  
**雇用促進**

3 すこやかな暮らしのために  
**保健・医療**

4 自立した生活をおくるために  
**福祉サービス**

5 安全で快適な暮らしのために  
**福祉のまちづくり**

6 共感しあえる地域づくりのために  
**意識啓発・人づくり・社会参加**

### 施策の方向

1 一貫した相談体制・支援体制の充実  
2 教育・療育の連携体制

1 就業機会の拡充  
2 経済的支援・職業的自立の促進  
3 福祉就労施策

1 保健指導体制整備  
2 医療体制の充実

1 相談支援事業の充実  
2 福祉サービスの充実  
3 地域生活支援事業の推進

1 福祉のまちづくりの整備推進  
2 移動手段の整備  
3 地域安全対策

1 啓発・教育・交流活動の推進  
2 障害者の人権の尊重  
3 ボランティア活動の推進

## 第2章 障害者施策の推進

現状と課題の文末の数字は、基本目標ごとの障害者福祉を取り巻く課題の番号です。

### 1 ともに育ち、ともに学ぶために ～一貫した教育・療育～

#### (1) 一貫した相談体制・支援体制の充実

##### 現状と課題

障害のある子どものサポートネットワーク体制整備のため、平成21年度より保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関による子ども発達支援連絡会を開催し、市におけるサポートシステムの構築、連携強化を図っています。

支援の必要な子どもへ一貫した支援を継続させるため、サポートファイルを作成しています。また、兵庫教育大学との連携により、各保育所におけるコーディネーターの育成を行い保育士のスキルアップを図ることで保育所における障害児等の支援が充実してきました。

心理相談や兵庫教育大学と連携したソーシャルスキルトレーニング事業など、学齢期の子どもを対象とした支援を実施しています。今後は、兵庫教育大学をはじめ各関係機関との連携と事業の継続実施が課題です。【(2) - ・ ・ 】

児童福祉法改正により、平成24年4月から肢体不自由児通園施設「わかあゆ園」が、「こども発達支援センター（医療型）」に移行されます。地域の専門機関（第3次療育の場）として、療育機能の充実が図られることにより、さらなる連携強化を行なう必要があります。【(2) - 、(3) - 】

##### 施策の方向性

障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫した療育や相談ができる体制の充実に努めます。

兵庫教育大学や県、近隣市町、関係機関との連携をさらに強化していきます。

##### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）         | 内 容  | 担 当 課                 |
|----|------------------|--|-----------------------|
| 1  | 乳幼児発達相談・こどもの心の相談 | 兵庫教育大学や関係機関と連携するとともに、臨床心理士による相談機能の向上を図ります。<br>小・中学校では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラーによる相談を実施します。 | 社会福祉課<br>健康課<br>学校教育課 |

|   |                             |   |                                 |
|---|-----------------------------|---|---------------------------------|
| 2 | 地域における療育体制の整備<br>(ナーサリールーム) | ナーサリールーム(療育教室)を継続実施します。<br>兵庫教育大学をはじめ関係機関と連携し、療育事業の充実に努めます。<br>ペアレントトレーニングの継続実施に努めます。   | 社会福祉課<br>健康課                    |
| 3 | 福祉施設における療育機能の強化             | 障害のある子どもに対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、わかあゆ園等の福祉施設における療育機能の強化を働きかけます。  | 社会福祉課<br>健康課                    |
| 4 | 障害児(者)サポートネットワークの整備と拡充      | 関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、サポートシステムの整備を図ります。<br>整備されたサポートシステムを活用しネットワークを拡充します。   | 社会福祉課                           |
| 5 | 障害児保育の充実                    | 統括コーディネーターを子育て支援課に配置し、市内保育所の状況を把握します。<br>兵庫教育大学との連携による保育所でのコーディネーターの育成や保育所等における障害のある子どもの受け入れ体制整備の支援をします。<br>総合保育の実施などにより、成長発達を促進する障害児保育の充実に努めます。<br>障害児等保育支援として関係課が連携し、保育所等を訪問します。支援が必要な児童については、相談、指導等の支援及び各関係機関と保育所等との調整を行います。 | 子育て支援課<br>健康課                   |
| 6 | サポートファイルの活用促進               | 支援の必要な子どもへの一貫した支援を行う事を目的に、サポートファイルの作成を継続します。<br>サポートファイルを周知し、積極的な作成・活用を関係機関に働きかけます。   | 社会福祉課<br>健康課<br>学校教育課<br>子育て支援課 |

## (2) 教育・療育の連携体制

### 現状と課題

兵庫教育大学・北はりま特別支援学校と連携し、特別支援教育の推進が行なわれています。適切な支援が継続的に提供できるよう、教職員研修、マンパワーの確保など特別支援教育体制のさらなる整備が必要です。【(2) - 1】

支援の必要なすべての子どもに対し、将来（就労・自立）を見据えた継続した支援が必要なことから、支援連携のツールとしてサポートファイルが活用されています。今後は、学校で作成される教育支援計画、個別の指導計画とサポートファイルの整合性を高め、サポートファイルのさらなる活用充実が望まれます。【(2) - 2】

平成 22 年度より、小学校への円滑な就学支援をはかるため保幼小発達支援連絡会を開催しています。また、5 歳児発達相談事業をきっかけとした、さらなる就学前支援の充実が期待されます。

平成 21 年度より障害のある中学生・高校生を対象とした障害児タイムケア事業を実施し、放課後、長期休業中の活動の場が確保されるようになりました。保護者の意向を尊重し、障害のある子どもを可能なかぎり地域の中に受入れ、共に学び生活することで成長する教育（インクルーシブ教育）の体制整備が求められています。インクルーシブ教育の実現に向けて、教職員の障害者理解の促進と指導力向上が課題となります。【(1) - 3、(2) - 3】

### 施策の方向性

総合的な支援体制として特別支援教育推進体制の整備を進め、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ります。

就学指導の充実や教職員等の知識・技能の向上を図るなど、学びやすい教育環境の整備に努めます。

### 施策の展開

#### 特別支援教育体制推進事業の推進

| No | 施策目標（事業）  | 内 容   | 担 当 課    |
|----|-----------|---|----------|
| 1  | 特別支援教育の推進 | 本市の特別支援教育におけるセンター的役割を担っている北はりま特別支援学校と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握します。児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善や、克服のための特別支援教育体制整備に努めます。 | 学校 教 育 課 |

|   |                      |  |                |
|---|----------------------|--|----------------|
| 2 | 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 | 発達障害等のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、保護者と連携をとりながら、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を進めます。 | 社会福祉課<br>学校教育課 |
| 3 | 通級指導                 | 通級指導を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。                                | 学校教育課          |
| 4 | スクールアシスタント等の活用       | スクールアシスタントや介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育の充実を図ります。                    | 学校教育課          |
| 5 | 教職員への研修              | 兵庫教育大学等の関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒への支援のあり方についての研修を実施します。               | 学校教育課          |

#### 教育環境の充実

| No | 施策目標（事業）           | 内 容   | 担 当 課           |
|----|--------------------|---|-----------------|
| 1  | 交流教育の推進            | 特別支援学校と小学校、中学校との連携を図り、多様な交流教育を展開します。  | 学校教育課           |
| 2  | 学校施設等の整備           | 特別支援学校の整備については広域で対応します。<br>学校等の建物や設備を、ユニバーサルデザインの理念に基づき、計画的な改善を進めます。                      | 教育総務課           |
| 3  | 通学手段の確保            | 特別支援学校への通学手段を確保するため、スクールバスの運用に関する配慮を継続実施します。  | 教育総務課           |
| 4  | 放課後等のケアの充実・学習機会の確保 | 放課後児童クラブ・障害児タイムケアなどで障害のある児童生徒の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。<br>放課後や長期休業中などに、のびのびと活動できる場の確保に努めます。 | 社会福祉課<br>子育て支援課 |

|   |         |   |                       |
|---|---------|---|-----------------------|
| 5 | 就学指導の充実 | 適正就学指導委員会との連携を密にし、本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。 | 健康課<br>学校教育課<br>社会福祉課 |
|---|---------|---|-----------------------|

## 2 生きがいを持って働くために ～雇用促進～

### (1) 就業機会の充実

#### 現状と課題

障害のある人の雇用については、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増加していますが、企業全体では法定雇用率に達していない企業、障害のある人を1人も雇用していない企業もあることなどから、働くことを希望しながら就職が実現していない障害のある人も依然として数多く存在しています。【(1) - 】福祉、教育の分野における支援も踏まえ、障害のある人の希望や能力に応じて雇用に結び付けていく必要があり、今後も、雇用機会の拡大が必要です。【(2) - 】

近年、短時間労働、派遣労働等雇用形態が多様化しており、障害のある人の希望や個々の能力に応じた働き方の選択肢を拡大した雇用機会の提供についても検討が必要です。【(2) - 】

#### 施策の方向性

公共職業安定所や商工会等、関係機関等との連携を強化し、民間企業等への働きかけを行い、障害のある人の雇用機会の拡大と障害のある人の理解の促進に努めます。

公共機関における雇用機会の確保について、庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

#### 施策の展開

| No | 施策目標(事業)        | 内 容  | 担 当 課                            |
|----|-----------------|--|----------------------------------|
| 1  | 企業等への啓発の充実      | 広報紙での啓発や加東市企業人権教育協議会の取り組みと連携して人権教育を行います。<br>北播磨障害者(児)地域自立支援協議会就労支援部会、公共職業安定所・商工会等の関係機関と連携を強化し、企業連絡会等あらゆるメディア・機会を活用して障害者雇用の普及に努めます。 | 秘書広報課<br>社会福祉課<br>地域振興課<br>人権教育課 |
| 2  | 各種雇用制度の周知と活用の促進 | 障害者雇用制度の啓発推進により、企業の積極的な障害者雇用の促進に努めます。  | 秘書広報課<br>社会福祉課<br>地域振興課          |
| 3  | 公共機関等での障害者雇用の推進 | 市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。   | 総務課<br>社会福祉課<br>地域振興課            |

|   |               |  |                |
|---|---------------|--|----------------|
| 4 | 新たな障害者雇用機会の創出 | 短時間就労やテレワーク等、障害のある人が自身の能力を最大限に活かすことができる福祉就労の方法等を検討します。<br>障害のある人への雇用等の情報提供を図ります。 | 社会福祉課<br>地域振興課 |
|---|---------------|--|----------------|

## (2) 経済的支援・職業的自立の促進

### 現状と課題

障害のある人の経済的自立については、就労が重要な課題です。一般就労等への移行に向けて障害のある人自身が就労に必要な技術を計画的に取得する場はありますが、就労移行支援事業の利用を希望する障害のある人も少なく、利用があまり進んでいない状況にあります。【(2) - 1】

障害のある人が雇用されても長期雇用につながらないことがあり、職場定着が進まない状況にあります。雇用主や従業員に障害や障害のある人に対する正しい理解や支援についての啓発が課題です。【(2) - 2】

特別支援学校を卒業した障害のある子どもの就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっていますが、昨今の厳しい経済情勢のため、民間企業の雇用が進まない状況にあります。【(2) - 3】

### 施策の方向性

障害のある人及び企業への就労に関する情報提供や相談機能を強化し、障害のある人が自分の能力を活かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労の促進及び定着の支援に努めるとともに、離職者に対する復職支援を実施します。

雇用主や従業員に障害や障害のある人に対する正しい理解を浸透させるとともに、協力を求め、環境整備や通勤方法についても充実を促進します。

### 施策の展開

| No | 施策目標(事業)  | 内 容  | 担 当 課 |
|----|-----------|--|-------|
| 1  | 職業能力開発の充実 | 障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人の職業能力開発のため就労移行支援事業等の職業訓練の質的充実を促進します。 | 社会福祉課 |

|   |                          |   |                                  |
|---|--------------------------|---|----------------------------------|
| 2 | 雇用主・従業員等の理解啓発            | 雇用主、従業員すべてが障害や障害のある人について、正しく理解するために障害者生活支援センターの啓発事業などを活用するとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。  | 秘書広報課<br>社会福祉課<br>地域振興課<br>人権教育課 |
| 3 | 職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援 | 障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人が働く場において、就労の前後を通じ、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の周知を図り、利用の促進に努めます。<br>障害者生活支援センターとともに通勤方法や職場での問題など詳細に相談支援していきます。           | 社会福祉課                            |
| 4 | 職場環境の充実                  | 障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。  | 社会福祉課<br>都市整備課                   |
| 5 | 就労先の確保                   | 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び一般企業等との連携を図り、特別支援学校卒業後の進路について、障害のある子どもが自立して生活していけるよう就労先の確保に努めます。<br>市役所等での特別支援学校生の職場実習を積極的に受け入れるとともに、民間企業への職場実習の受入を働きかけます。 | 社会福祉課<br>地域振興課                   |

### (3) 福祉的就労施策

#### 現状と課題

福祉的就労は、企業での就労が困難な障害のある人の就労の場としての機能だけでなく、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、障害のある人の社会との交流の場としての機能を果たしています。

地域活動支援センターは、利用者の確保が課題とされている事業所が多い反面、就労継続支援施設では、利用者の増加に伴い、利用者の個別支援、活動場所や職員の確保等が課題となっています。【(2) - 】

授産活動においては、作業種目が少なく、経営ノウハウ・商品開発力・販売力等が不足していることから、作業収入が低く工賃も低額で推移しています。【(1) - 】

### 施策の方向性

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所と連携しつつ、福祉的就労の場の確保と条件整備を図ります。

### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）      | 内 容   | 担 当 課                     |
|----|---------------|---|---------------------------|
| 1  | 就労の場の確保       | <p>関係機関と連携し、就労の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。</p> <p>就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。</p> <p>利用者の人員増加に伴うスペース確保のため、市の空き施設の提供に配慮し、施設の有効活用を推進します。</p> | <p>財 政 課</p> <p>社会福祉課</p> |
| 2  | 仕事の確保の支援      | <p>福祉的就労の場が、安定的に仕事が確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。</p> <p>市役所等の公共機関からの仕事の発注を拡大するよう努めます。</p>  | <p>社会福祉課</p> <p>地域振興課</p> |
| 3  | 授産製品の振興・販売の促進 | <p>事業所等で製造される授産製品の品質の向上及び販路の拡大を支援します。</p> <p>事業所等の利益が増加し、工賃の増額につながるよう、支援に努めます。</p> <p>市役所ロビー等に授産製品等の展示コーナーを設け、PRに努めます。</p>          | <p>社会福祉課</p>              |

### 3 すこやかなくらしのために ～保健・医療～

#### (1) 保健指導体制整備

##### 現状と課題

障害の有無にかかわらず、住民一人ひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防を軸として、健康課を中心に健康づくり施策を行っています。

健康課では、乳幼児健康診査や相談の実施により発達障害児等の早期発見・早期療育を行っています。また、兵庫教育大学や各関係機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもへの相談を実施しています。

自立支援医療（精神通院医療）や精神保健福祉手帳所持者は年々増加していることから、関係機関と連携し心の健康づくりや精神障害の理解の促進等の取り組みを広く行う必要があります。

##### 施策の方向性

障害の早期発見・早期療育、二次障害の予防のため、乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージに応じた健康づくりを支援します。

##### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）                          | 内 容   | 担 当 課                |
|----|-----------------------------------|---|----------------------|
| 1  | 健康づくりの推進<br>（疾病の予防と早期発見、健康相談の充実等） | 疾病や障害を未然に防ぐため、加東サンサンチャレンジなどの一次予防施策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。<br>各年代において健康診査・健康相談の充実に努めるとともに、障害のある人を含めた健康診査の受診を促進します。 | 健 康 課<br>保 険 ・ 医 療 課 |
| 2  | 保健センターの機能強化                       | 保健サービスの拠点となる加東市保健センターと関係機関との連携を密にし機能の強化を図ります。   | 健 康 課                |
| 3  | 乳幼児期における疾病の予防、早期発見<br>（健診・相談）     | 発達障害を含めた障害のある子どもや虐待を早期に発見するため、各種健診事業等の充実を図ります。<br>兵庫教育大学等関係機関との連携により早期発見後の相談体制の整備に努めます。                           | 健 康 課                |

|   |              |   |                       |
|---|--------------|---|-----------------------|
| 4 | 精神保健対策の充実    | 関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。<br>精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。<br>自殺予防や引きこもりなどを対象とした、講演会・研修会を実施します。<br>認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。 | 社会福祉課<br>健康課<br>高齢介護課 |
| 5 | 精神障害者の社会復帰支援 | 精神障害者の退院後の地域生活について、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。<br>関係団体と連携して、地域の受け入れ体制の整備や居場所の確保を図ります。  | 社会福祉課<br>健康課          |
| 6 | 介護予防の推進      | 障害のある65歳以上の人の介護予防対策を推進します。  | 高齢介護課                 |

## (2) 医療体制の充実

### 現状と課題

障害に伴う継続的な医療が必要な方への経済的負担の軽減が必要です。特に、精神障害者の四分の一は、障害者自立支援医療(精神通院)を「利用していない」、「わからない」と回答しており、制度の周知が課題です。【(1) - 】

障害にきめ細やかに対応できる医療機関等が少ないため、専門的かつ継続的な支援ができる医療・療育機関の充実が必要です。【(2) - 】

### 施策の方向性

障害のある人が身近な地域で適切な医療・訓練・療育が受けられるよう、医療機関等との連携を強化し、医療体制の整備、充実を図ります。

### 施策の展開

| No | 施策目標(事業) | 内 容   | 担 当 課         |
|----|----------|---|---------------|
| 1  | 医療体制の充実  | 市内の病院、診療所の人材確保と機能の充実に努めます。<br>専門的な医療機関や近隣市の医療機関等との連携を強化します。 | 健康課<br>加東市民病院 |

|   |                        |  |                 |
|---|------------------------|--|-----------------|
| 2 | 医療機関における理解の啓発          | 医療機関において障害福祉施策の理解を求め、障害のある人が安心して受診できる体制を整備します。   | 健康課<br>加東市民病院   |
| 3 | 医療費に対する支援制度と広報         | 障害のある人が適切な医療が受けられるよう、障害のある人の医療費について助成します。(公的医療助成制度、精神通院医療、更生医療、療養介護医療費等)<br>医療費に対する支援制度について、情報提供に努めます。 | 社会福祉課<br>保険・医療課 |
| 4 | 機能回復訓練の充実              | 実施機関において、専門的な知識をもつ人材確保に努めます。<br>関係医療機関等との連携を図り、地域リハビリテーション支援と機能回復訓練の充実に努めます。                           | 加東市民病院          |
| 5 | 療育体制の充実<br>(発達支援体制の充実) | 保健、福祉、教育、医療との連携を強化し、障害のある子どものための療育・訓練の場の確保に努めます。<br>通所による身近な療育の場として、児童発達支援事業所の設置を検討します。                | 社会福祉課           |

## 4 自立した生活をおくるために ～福祉サービス～

### (1) 福祉サービスの充実

#### 現状と課題

市内に障害福祉サービス事業所が少ないことから、障害のある人にとって利用しやすい環境ではありません。利用者のニーズを把握し、必要とされるサービス基盤の整備が必要です。【(1) - 、(3) - ・ 】

各種制度、福祉サービス等に関する情報提供については、さまざまな機会を活用し、継続して実施していく必要があります。【(2) - 】

#### 施策の方向性

障害者施策については、国において障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて見直しが行われているため、制度改正に関する情報提供に努めます。

障害者施策の見直しに合わせ、障害福祉サービスを必要とする方に適切にサービスが提供できるようサービス基盤の整備に努めます。

訪問系サービス事業所、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所施設など不足する事業所の確保を図るため、各種事業所・団体等との連携を強化し、障害のある人が安心してサービスを利用できる体制を整えます。

障害のある人自らが意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるよう、福祉サービスの面からも一般就労、福祉的就労へのサポートを行います。

#### 施策の展開

##### 自立支援給付の充実

| No | 施策目標（事業）    | 内 容  | 担 当 課 |
|----|-------------|--|-------|
| 1  | 訪問系サービスの充実  | 居宅生活や外出時における移動中の介護を行う居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援など障害のある人の居宅での生活を支援します。<br>市訪問介護事業所のホームヘルパーに研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 | 社会福祉課 |
| 2  | 日中活動サービスの充実 | 障害のある人が、自立した生活を送るためのサービスを提供します。<br>日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労系サービスなど）利用者のニーズを把握し、ニーズに対応できるようサービス基盤の整備に努めます。                       | 社会福祉課 |

|   |                    |  |       |
|---|--------------------|--|-------|
| 3 | 一時的支援の充実           | 障害のある子どもや障害のある人を介護する家族の負担を軽減するため、児童発達支援、短期入所事業の充実を図ります。  | 社会福祉課 |
| 4 | 補装具費等の支援の充実        | 障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。   | 社会福祉課 |
| 5 | 施設から地域生活への移行の推進    | 介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実を図ります。<br>必要なグループホーム・ケアホームの整備の支援に努めます。<br>市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 6 | 障害者ケアマネジメントシステムの構築 | 特定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、相談支援の充実を図ります。<br>地域移行支援、地域定着支援など新しい相談支援体制の整備と充実に努めます。<br>障害のある人の自立に向けたサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。      | 社会福祉課 |

#### 外出支援の推進

| No | 施策目標（事業）      | 内 容                                       | 担 当 課 |
|----|---------------|---|-------|
| 1  | ガイドヘルパーの充実    | 障害のある人の外出を支援するため、ガイドヘルプに係るボランティアの確保に努めます。 | 社会福祉課 |
| 2  | 福祉タクシー利用券交付事業 | 在宅で生活する外出困難な障害のある人に対して、タクシーの利用券を交付します。    | 高齢介護課 |

|   |                |   |       |
|---|----------------|---|-------|
| 3 | 福祉車両やボランティアの活用 | (福)社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。<br>福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、(福)社会福祉協議会と連携していきます。 | 社会福祉課 |
|---|----------------|---|-------|

#### その他の福祉サービスの充実

| No | 施策目標(事業)                    | 内 容  | 担 当 課 |
|----|-----------------------------|--|-------|
| 1  | 各種障害者手当等の支給                 | 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者(児)介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。  | 社会福祉課 |
| 2  | 各種制度の広報・啓発                  | 広報紙、CATV、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。<br>「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引など各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。   | 社会福祉課 |
| 3  | 制度的無年金障害者福祉給付金              | 年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。  | 社会福祉課 |
| 4  | 難病患者等居宅サービス(ホームヘルプサービス給付事業) | 難病患者等の在宅生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進します。  | 社会福祉課 |
| 5  | 成年後見人制度の活用                  | 障害等のため判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を支援します。<br>親族のない障害のある人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度の利用に係る費用の全部または一部を助成します。<br>成年後見制度の利用の前段として、(福)社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業について周知と利用を勧めます。 | 社会福祉課 |

## (2) 地域生活支援事業の推進

### 現状と課題

相談支援事業については、専門的知識や経験を有する加東市障害者生活支援センターに委託することで、質の高いサービスを安定的、柔軟に提供しています。

【(2) - 】

市内、近隣市に児童デイサービス事業所がないため、平成21年度から地域生活支援事業で障害児タイムケア事業を実施したことに伴い、障害のある子どもの移動支援、日中一時支援の利用が減少しましたが、サービス提供体制は十分とはいえない状況です。【(3) - 】

### 施策の方向性

障害のある人の地域生活を支えるために、利用者本位の考え方に立った相談支援の充実や権利擁護などを推進していきます。

障害のある人の地域生活にとって必要不可欠な相談支援の充実と地域における相談支援体制の強化を図るため、加東市障害者生活支援センターの充実を支援します。

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関・関係団体・障害福祉サービス事業者・医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備を図ります。

### 施策の展開

#### 必須事業

| No | 施策目標(事業)      | 内 容  | 担 当 課 |
|----|---------------|--|-------|
| 1  | 相談支援事業        | 指定相談支援事業者に加東市障害者生活支援センター業務を委託することで、各種相談支援機能の充実を図ります。<br>新たな相談支援事業に対応するための基盤整備に努めます。<br>北播磨障害者(児)地域自立支援協議会との連携により、相談支援体制の強化に努めます。 | 社会福祉課 |
| 2  | コミュニケーション支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人の社会参加と日常生活を支援するために、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣します。   | 社会福祉課 |

|   |              |   |       |
|---|--------------|---|-------|
| 3 | 日常生活用具給付等事業  | 重度の障害のある人の日常生活の利便を図るために必要な用具を給付します。   | 社会福祉課 |
| 4 | 移動支援事業       | 屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出を支援するためのガイドヘルパーを派遣します。<br>障害のある人の地域における自立した生活や余暇活動、社会参加を促進するための移動支援を行います。                | 社会福祉課 |
| 5 | 地域活動支援センター事業 | 障害のある人が地域で自立した日常生活、社会生活を送ることができるように、創作的活動、生産活動の場としての地域活動支援センターの運営を支援します。<br>障害のある人が地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。 | 社会福祉課 |

その他の事業（任意事業）

| No | 施策目標（事業）   | 内 容  | 担 当 課 |
|----|------------|--|-------|
| 1  | 福祉ホーム事業    | 常時の介護・医療の必要がなく、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な障害のある人に居室を提供する事業者を支援します。 | 社会福祉課 |
| 2  | 訪問入浴サービス事業 | 重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。           | 社会福祉課 |
| 3  | 更生訓練費給付事業  | 訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。                    | 社会福祉課 |

|   |          |   |                |
|---|----------|---|----------------|
| 4 | 生活支援事業   | <p>精神障害者デイケア事業を実施することで、回復途上の精神障害者等に居場所とグループ活動の場を提供します。</p> <p>精神障害者デイケア参加のための交通手段をもたない利用者に、送迎サービスを実施することで利用を促します。</p>   | 社会福祉課          |
| 5 | 日中一時支援事業 | <p>障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。</p> <p>障害者手帳をもつ中学生、高校生の下校後等の活動場所の確保、社会適応のための生活指導、保護者の就労支援のため、障害児タイムケア事業を実施します。</p>  | 社会福祉課          |
| 6 | 社会参加促進事業 | <p>障害のある人の社会参加を促進するため、障害者団体、支援団体が行うスポーツ・レクリエーション活動等の助成を行い、障害のある人の体力増進と交流を図ります。</p> <p>障害のある人が身近なところでスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ振興のための組織づくりに努めます。</p> <p>身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害者の生活の充実、向上を図ります。</p> <p>手話通訳者、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成の促進を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。</p> | 生涯学習課<br>社会福祉課 |

## 5 安全で快適なくらしのために ～福祉のまちづくり～

### (1) 福祉のまちづくりの整備推進

#### 現状と課題

公営住宅の需要が高いため、公営住宅の空き室等を活用したグループホーム、ケアホームの開設は困難な状況にあります。【(3) - 1】

障害のある人が、安心して暮らしていくための生活の場としてのグループホーム、ケアホームのニーズは、今後ますます高くなると考えられますが、整備が進んでいない状況にあります。【(3) - 2】

施設や住宅のバリアフリー化については、新しく整備される施設、公営住宅などについては対応していますが、民間施設、一般住宅については段差等により移動が困難との意見があることから対策が進んでいない状況と推測されます。

【(1) - 1】

#### 施策の方向性

障害のある人が地域社会の中で日常生活を自立的に営むことができるよう、生活の場の確保に向け、グループホームやケアホームなどの確保に努めます。

誰もが安心・快適に暮らすことができるよう、公営住宅の供給や住宅改修の支援に努めます。

#### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）    | 内 容  | 担 当 課          |
|----|-------------|--|----------------|
| 1  | 福祉のまちづくりの推進 | 障害のある人や高齢者、すべての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。 | 社会福祉課<br>都市整備課 |
| 2  | 居住支援の充実     | 県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームやケアホームの確保に努め、居住支援を充実していきます。   | 社会福祉課          |
| 3  | 公営住宅の供給     | 生活や活動の障壁となる段差等を解消し取り除いた公営住宅の供給に努めます。                                 | 都市整備課          |

|   |          |  |                |
|---|----------|--|----------------|
| 4 | 住宅改修への支援 | 高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修の支援に努めます。<br>障害のある人の個々の実情に応じて適切な住宅改修を行えるよう、相談体制の充実に努めます。 | 社会福祉課<br>高齢介護課 |
|---|----------|--|----------------|

## (2) 移動手段の整備

### 現状と課題

公共施設等を新設する際には、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの導入が図られていますが、障害者等社会的弱者の意見を取り入れることでニーズに対応した施設整備を図る必要があります。【(1) - 】

当市は移動手段として自家用車の利用の割合が高い地域ですが、障害のある人、子ども、高齢者など交通弱者の移動手段として、地域特性に応じた公共交通機関の整備が求められています。【(2) - 】

### 施策の方向性

障害のある人や高齢者を含め、すべての市民が安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、建築物をはじめ、公園、公共交通機関、道路や歩道などの交通環境の整備に努めます。

### 施策の展開

| No | 施策目標(事業)        | 内 容  | 担 当 課          |
|----|-----------------|--|----------------|
| 1  | 公共施設のバリアフリー化    | 既存施設については、障害のある人の利用頻度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。<br>公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい施設となるよう、整備を進めます。 | 社会福祉課<br>都市整備課 |
| 2  | 民間施設のバリアフリー化の促進 | 事業者等へ「新バリアフリー法などの理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。   | 社会福祉課<br>都市整備課 |
| 3  | 公共交通機関のバリアフリー化  | 障害のある人や高齢者が安心して公共交通機関を利用できるよう、低床バス・リフト付きバスなどの導入を事業者働きかけます。   | 社会福祉課          |

|   |                 |  |       |
|---|-----------------|--|-------|
| 4 | 自主運行バスの導入支援     | 交通空白地帯に住む市民の移動手段を確保するため、地域の自主的な取組により運行するバスに対して市町村運営有償運送に基づく必要な支援を行います。                     | 企画政策課 |
| 5 | 道路や歩道などの交通環境の整備 | 日常の点検や市民からの情報提供により改善が必要な箇所の把握に努めます。<br>歩道の拡幅・段差の解消・視覚障害者誘導用ブロックの設置・障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。 | 土木課   |

### (3) 地域安全対策

#### 現状と課題

地震のみならず、台風や豪雨による風水害など、災害の種類に応じた迅速な情報伝達や避難誘導が適切に行われるよう、支援体制の整備が重要な課題です。

#### 【(1) - 】

高齢者を対象とした要援護者台帳は整備されていますが、障害のある人について、障害特性とプライバシーに配慮した要援護者台帳の整備が必要です。【(2) - 】

#### 施策の方向性

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう、関係機関等と連携し要援護者の把握と救援体制の整備に努めます。

障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

#### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）              | 内 容   | 担 当 課        |
|----|-----------------------|---|--------------|
| 1  | 地域防災計画の推進<br>（災害対策事業） | 障害のある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進するなど、環境整備を図ります。<br>災害時要援護者支援マニュアルを策定し、マニュアルに添った防災訓練等の実施を推進します。 | 防災課<br>社会福祉課 |

|   |                                  |   |                |
|---|----------------------------------|---|----------------|
| 2 | 災害情報伝達システムの整備<br>(災害対策事業)        | 災害時に限定せず、市民全体に保護の必要性が生じた場合など、その情報を各地域及び市民に提供するシステムの整備を行います。   | 防 災 課          |
| 3 | 障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充<br>(災害対策事業) | 文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。<br>自主防災組織との連携を密にして、緊急時における情報伝達体制の強化を図ります。  | 防 災 課<br>社会福祉課 |
| 4 | 地域防災体制の確立<br>(災害対策事業)            | 民生委員・児童委員、地区(自主防災組織)、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の構築を図ります。  | 防 災 課<br>社会福祉課 |
| 5 | 防災対策の推進<br>(普及・啓発)               | 自主防災組織等の訓練に障害のある人の参加を求めることで、防災意識の普及・啓発や障害のある人の救援等について理解を促します。<br>自主防災組織等の訓練に障害のある人の救援を盛り込むことで、災害時における障害者支援に対する理解を深めます。<br>避難場所や危険想定エリアを網羅した「防災ガイドブック」の周知・活用に努めます。 | 防 災 課          |
| 6 | 防犯対策の推進<br>(防犯対策事業)              | 障害のある人が犯罪等に巻き込まれないよう警察、防犯協会、消費者協会等関係機関との連携を強化します。<br>地区単位による防犯グループへの活動支援と地域における防犯体制の確立を図り啓発します。   | 防 災 課<br>生 活 課 |
| 7 | 交通安全対策の充実                        | 障害のある人やその他の交通弱者に配慮した交通安全施策を充実します。   | 防 災 課          |

## 6 共感しあえる地域づくりのために

～ 意識啓発・人づくり・社会参加～

### (1) 啓発・教育・交流活動の推進

#### 現状と課題

地域住民に対して、障害者福祉に特化した人権学習の機会は提供できていない状況です。【(1) - 1】

障害福祉サービス関連情報の入手先については、市役所、広報紙との意見が多数であることから、情報提供体制の充実が課題です。【(1) - 2】

点字版「障害者福祉のしおり」を作成するなど、障害の特性に応じた情報提供に努めています。

#### 施策の方向性

多様な媒体・機会を通じて障害者福祉制度等に関する情報を提供することで、障害に対する正しい理解を促します。

すべての市民が障害のある人について正しい理解と認識をもつために、学校教育や生涯学習の場において、障害者福祉についての理解を深め「意識のバリアフリー化」を図ります。

障害のある人と地域住民が、交流活動を通じて理解を深めあう場や機会の拡充を図ります。

#### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）         | 内 容  | 担 当 課                      |
|----|------------------|--|----------------------------|
| 1  | 情報提供体制の確立と情報の共有化 | 広報紙、リーフレット、CATV、インターネットなどの情報媒体を有効に活用し、各種の福祉情報を提供することで福祉サービス等の利用促進を図ります。<br>点字、コミュニケーションボードなど、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。<br>障害のある人の支援者である(福)社会福祉協議会、民生児童委員、障害者相談員、障害者関係団体に、障害のある人や福祉に関する情報を提供します。 | 秘書広報課<br>地域情報センター<br>社会福祉課 |

|   |                         |   |                         |
|---|-------------------------|---|-------------------------|
| 2 | 学校での福祉教育の推進<br>(人権教育事業) | 学校でのボランティア活動の推進、教育委員会、(福)社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に係る学習を行うことで福祉教育の推進を図ります。<br>福祉に係る学習を通じて、障害に対する正しい理解を促します。        | 社会福祉課<br>学校教育課<br>人権教育課 |
| 3 | 生涯学習での福祉教育の推進           | (福)社会福祉協議会が実施する「かとう福祉学校」などの福祉講座を支援し、障害者福祉についての理解を深めます。<br>生涯学習、人権学習の分野における福祉教育を推進し、障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。 | 社会福祉課<br>生涯学習課<br>人権教育課 |
| 4 | 地域における相互交流と社会参加促進       | 障害者団体などが実施する地域での相互交流活動を支援します。<br>市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人とない人の交流の機会を提供します。   | 社会福祉課                   |
| 5 | 障害者団体及び障害のある人への意識啓発     | 手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。<br>障害のある人が自立意識を高められるよう、当事者、家族、関係機関等に対して情報提供と支援を行います。            | 社会福祉課                   |

## (2) 障害のある人の人権の尊重

### 現状と課題

人権については広範な課題であることから、障害福祉に特化した取り組みはなされていないため関係機関との連携を強化していく必要があります。

障害者基本法の改正(平成23年8月)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行(平成24年10月)への対応が必要です。【(3)

- 1 ]

### 施策の方向性

障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行（平成 24 年 10 月）を踏まえ、障害の有無にかかわらず、人として尊厳をもって生きることができるように、障害のある人の権利にかかる国内外の動向を踏まえながら障害のある人の差別防止、虐待防止への取り組みを強化します。

障害のある人の権利擁護についての啓発活動を推進し、成年後見制度や(福)社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図ります。

### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）      | 内 容   | 担 当 課 |
|----|---------------|---|-------|
| 1  | 障害者差別と虐待の防止   | 障害者差別防止に対する取り組みを強化し、障害者差別に対する認識を深めます。<br>障害者虐待に関する認識を深めるとともに、虐待の発見、通報に対する体制づくりを整備します。 | 社会福祉課 |
| 2  | 権利擁護の推進       | 障害のある人の権利擁護についての啓発活動を推進するとともに、相談窓口や権利擁護対策としての成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの制度の周知に努めます。          | 社会福祉課 |
| 3  | 成年後見制度等の利用の促進 | 障害当事者、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の利用の促進を図るとともに、利用のための支援を行います。                            | 社会福祉課 |

## (3) ボランティア活動の推進

### 現状と課題

ボランティアの育成、ボランティア組織・活動については充実してきていますが、障害者等の増加、ニーズの多様化に対応するための量と質の向上が課題です。

### 施策の方向性

障害の有無にかかわらず、ともに支えあう地域福祉を推進するため、ボランティア活動を推進します。

人として尊重しあえる地域社会を目指すためボランティアグループの育成と組織化を支援します。

#### 施策の展開

| No | 施策目標（事業）          | 内 容   | 担 当 課 |
|----|-------------------|---|-------|
| 1  | ボランティア団体への支援の充実促進 | (福)社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。                                | 社会福祉課 |
| 2  | ボランティア育成の促進       | (福)社会福祉協議会と連携し、かとう福祉学校開催の支援、手話奉仕員入門講座などの講習会の開催し、ボランティアの掘りおこしと育成を促進し、障害のある人のニーズに対応します。 | 社会福祉課 |
| 3  | 地域住民意識の醸成         | (福)社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意義の啓発、ボランティア活動の情報を提供することで市民ボランティアの参加を促します。   | 社会福祉課 |